総務常任委員会

平成20年12月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

 〇中西和夫
 〇伴 吉晴 小林 誠

 紀良治
 嶋田善行
 辻 善次

 中川議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 芳村 是 教 育 長 栗本 裕美 総務部長 池田 善紀 同課長補佐 総務課長 佐藤 滋生 黒﨑 益範 同課長補佐 加藤 恵三 同課長補佐 谷口 智子 同課長補佐 企画財政課長 西巻 昭男 本庄 徳光 税務課長 山﨑善善之 同課長補佐 松岡 洋右 生涯学習課長 教委総務課長 野﨑 一也 清水 修一 生涯学習課技師 平田 政彦 監査委員書記 山﨑 篤 会計管理者 浦口 隆 会 計 室 長 清水 孝悦 都市整備課長 藤川 岳志

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)署名委員 伴委員、 辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を 開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

(町長挨拶)

委員長

本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、辻委員のお二人を指名いたします。 両委員に はよろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、中宮寺遺跡の発掘調査現場を見ていただくということで、付託議案の審議の終了後に、委員会を暫時休憩し、現地調査を行いまして、その後、帰庁後に委員会を再開し、継続審査に入りたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

現地調査につきましては、付託議案の審議終了後に暫時休憩をとり、 実施することにいたします。

それでは、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1.付託議案についてであります。

(1)議案第48号、斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第48号、斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明 に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただき ます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

委員長

本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と同様でございます。要旨と新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

それでは、末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律が平成20年12月1日に施行されまして、地方自治法の 一部が改正されたことに伴い、本条例における引用条項の整理等、所 要の改正を行うもので、内容についての変更はございません。

次に、新旧対照表をお開き下さい、1枚戻っていただきまして。新旧対照表の上段の、第2条、第2号のアンダーラインのところですが、右側の旧の方では、法第260条の2、第15項において準用する民法第56条に規定する仮代表者とありますのを、左の方の新では、法第260条の9に規定する仮代表者に変更していますように、改正前の地方自治法では、民法を引用して規定されていたのを、改正によりまして、直接、地方自治法で規定するように改定されたことに伴います、改正及び整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議 のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

辻委員。

辻委員

これ、今現在、斑鳩町認可地縁団体、何団体あるのかちょっとわか る範囲で結構ですけど。

総務部長 今、現在11団体であります。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第49号、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第49号、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正す る条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

委員長

本議案につきましても、前回の委員会で説明させていただきました内 容と同様でございます。要旨と新旧対照表に基づき説明させていただ

きたいと思います。

それでは、要旨の方をお開きください。

史跡藤ノ木古墳整備検討委員会は、史跡藤ノ木古墳の整備につきまして、円滑な推進を図るための調査・検討を行うために、平成6年11月1日に設置し、整備事業の完了という所期の目的を達成したため、平成20年10月31日をもって解散いたしましたので、本条例の当委員会に関する規定を削除する改正を行うものでございます。なお施行につきましては、平成20年10月31日に解散決定をされましたので、11月1日に遡って適用させていただきたいと思います。

なお、本条例の一部改正に伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、当委員会に関する規定を削除する必要があるため、付則において改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をお開き願いたいと思います。下から3枚目 でございます。

上段の、斑鳩町附属機関設置条例の別表の方ですが、右側の旧の方では、教育委員会の附属機関の一番下に、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会とございますが、平成20年10月31日に解散いたしましたので削除するものでございます。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の解散に伴いまして、別表中から、藤ノ木古墳整備検討委員会の委員の部分を削除するものでございます。一枚めくっていただきまして、下でございますが、新旧対照表のアンダーラインのところで、右側の旧の数字の方で言いますと、33番でございます。33、藤ノ木古墳整備検討委員会の委員を削除いたしまして、その次の34、廃棄物減量等推進審議会の委員以降を一つずつ繰り上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議 のほど、よろしくお願い申し上げます。 委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

前回の委員会で、11月1日からということで質問させていただきました。あの時の説明では遡ってという文言が抜けておったんで不思議に思っていましたが、今回そういうふうな文言入れていただきましたんで、よりはっきり理解できるということで、それだけ申しておきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第49号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第50号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第50号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

それでは、末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、株式会社日本政策金融公庫法等が施行され、それに 関連します人事院規則が平成20年10月1日に公布・施行されたこ とに伴いまして、本条例内に引用しております法令名の変更等、整理 を行うもので、内容につきましては変更はございません。

次に、新旧対照表の方をお開き願いたいと思います。一枚戻っていただきまして。新旧対照表の第12条、第3号のアンダーラインのところでございますけども、右側の旧の方では、地方公営企業労働関係法となっております。それが左側の新では、地方公営企業等の労働関係に関する法律、というように名称変更しております。

次に中段の方ですが、中段のアンダーラインの右側の旧の方では、 公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫から、左側で は、沖縄振興開発金融公庫に名称変更しております。

その下でございます。アンダーラインの2つですが、右側の旧の方では、地方公営企業労働関係法適用職員等、となっておりますけども、元の法律名称が変更により長くなりましたので、左の新の方では、地公労法適用職員等、と簡潔な形の名称に変更しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議 のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第50号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第59号、(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 課長

それでは、議案第59号(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工 事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習 課長

それでは、2枚目の(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事請 負契約の締結についての朗読をもちまして、ご説明とさせていただき ます。

(朗 読)

生涯学習 課長

本工事につきましては、去る11月14日に入札を執行し、落札業者と請負契約を締結しようとするもので、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていた だきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第59号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 陳情第1号、要望書について(斑鳩町地域集会所施設 整備費補助金交付の拡充について)を議題といたします。

まずはじめに、事務局に陳情文書表を朗読させます。藤原議会事務局長。

事務局長

それでは陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

事務局長

本文の朗読につきましては省略をさせていただきます。

委員長

この要望書につきまして、委員さんのご意見などございましたら、 お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋田委員

嶋田委員

まず最初に聞いておきたいのは、この陳情者の氏名、三室地区自治会ということで、個人名書かれておられるんですけれども、これは自治会の役員さんなんでしょうか、それとも一応、自治会名は書いておられるけれども、個人で陳情しておられるのかどうか、そこらへんちょっとわかりかねますので教えていただきたいと思います。

議長

私がお話を聞かせていただいた中では、自治会の総意ということで、 氏名書かれているのは代表者かなと、役員さんかなという気持ちで受 付をさせていただきました。三室自治会会員総意の意見やと、自治会 の要望やということで受付をさせていただきました。

嶋田委員

議長から補足説明していただきまして、個人と自治会の総意という のでは審議の内容違ってくるかもわかりませんので、そこらへんを確 認させていただきました。

委員長

他にありませんか。嶋田委員。

嶋田委員

陳情文書を読まさせていただきまして、ちょっとわからないところ、これもわからないんですけれども、これはこの自治会が財政的にちょっと苦しいので補助を出していただけませんか、ということなんか、それとも集会所としての機能を持っているんだから、所有形態は別にして上限1,500万ですか、出してるところもあるんやから、賃貸についても補助をしてほしいということなんか、同じ扱いにしてほしいということなんか、または財政的に苦しいからうちの自治会の賃貸料に関して補助を出してほしいいうことなんか、そこらへんがこの文章ではわかりませんのでね、そこらへんはどうですねやろ。

議長

自治会として行政から土地を購入する、集会所を建築するにあたって3千万の2分の1、上限1,500万円の補助がありますと。そやけどその補助してもらった残りを自治会として出す余力がないと。それやったらその中で、高齢社会の中で、高齢者の方々が皆、気を使わずに集まれる集会所がほしい。その自治会の中に空いてる賃貸マンションがあるんですと、その賃貸マンションを自治会として賃貸契約して、それに対する家賃の補助金を出してほしいという向こうの意向でした。買うのにはお金がない、賃貸物件の家賃やったら払えるねんと。その家賃に対しても買う人、建てる人には補助金出してやりますけど

も、借りる人にも出していただけませんかっていう内容をお聞かせい ただいてます。

嶋田委員

そしたら、結局集会所としての機能を保有しているものについては、 町民平等に補助してほしいという解釈でよろしいんですかね。

議長

集会所として利用できるっていうよりか、自治会の名前で家主さんと契約する、今、要望出されている三室自治会、三室自治会と家主さんと契約して三室自治会の集会所に借りるんやと、その集会所に借りる家賃を補助してほしいっていうお話でしたけど。

嶋田委員

そやから、等しく集会所として町内のね、自治会所有のものもある し、賃貸のものもあると。そやけど所有形態は別にして、等しく集会 所に対しては補助出してほしいということなんですね。そういう解釈 で審議進めていったらいいということですか。

議長

先ほど言いましたように、購入、新築するものには補助金制度がありますけど、賃貸にもそういう制度を適用してほしいと。

嶋田委員

今まで補助金を出しておられた集会所に関しては、なんか分館としての機能を持たせるとか、そういうふうなことちらっと聞いたことあるんですけども、そこらへんはどうなってますねんやろ。

総務部長

各集会所全て分館という機能にはなっておらないです。

教育長

当初、補助金もらってやってた部分がございます。県の補助金があった分があります。それはもう県の補助金制度がなくなっています。 その中で今、公民館として建てておられるのはほとんどない、集会所ということでやっておられると思いますので。私の方でやっておりますのは集会所であっても、いろいろな学習活動をしていただいており ますので、そういう公民館の学習をするという場合には、集会所でされる場合も、1回45,000円の補助をさせていただいております。 活動に対して補助をさせていただいております。

嶋田委員

公民館の分館としておられるということなんですか。そしたらね、 例えば駅前会館はどういう位置付けになってるんですか。

教育長

駅前は公民館の分館の位置付けになっています。今条例にも載っていると思いますが、あれは県の補助金をいただいて建築したものであるということで、分館の指定をさせていただいています。今申し上げたのは、そういう扱いをさせていただいてます。

町 長

嶋田委員のおっしゃってるのは、分館というか、県の補助金をいただくというとこであったんですけれども。当時、宮﨑議員おられて、西興留の公民館つくる時に分館としての補助金がないから、今後、公民館を建てていくとしたら、補助金を上げていかざるを得んだろうというところから変わってきていると思います。もうその当時から分館システム、県の補助金がなくなってくると、それまでは県の補助金ですから分館で駅前でも、公民館も分館と、恐らく西興留の公民館ぐらいから分館の制度がなくなってきたのか、そこから恐らく議員さんがまあやっぱり自治会で建てようとしたら土地と建物の購入について当初は800万ぐらいからとか、そういうことで、建物そのもの、あるいは土地そのものについては、そしてしばらくしたらそんな値段ではとても購入は難しいと、やっぱりもう少し、それを、制度を作ってからほとんど申請がなかって、なんでないのかという中でやっぱり補助金を上げていこうということで1、500万ということになってきたと、地域集会所の場合はね、そういうことであると思います。

嶋田委員

はい、わかりました。そしたら町から補助金を出しているから分館 の機能を備えよとかそういうことではないわけですね。はい、わかり ました。

委員長

伴委員。

伴委員

この要望書の三室自治会のおっしゃられているのであれば、今ちょっとご説明、議長のご説明をお聞きするところで、賃貸マンションで思っておられると。賃貸マンション、私、三室自治会の見ますと、そんなに広い部屋、まあ普通の私の思っている集会所のイメージとはまたこう違ってくるような、そんなに人も大勢入れるかなっていうような気もするんですが、このあたり非常に思っておられるのと、私のイメージの集会所、ちょっとこの辺りがちょっと違うかなっていうような感じはちょっと思っているんですけど。

議長

今、考えになっておられる間取りですね、聞いたら一応3DKで、まあ十分に皆さんが集まって集会ができる規模の賃貸物件やと。大家さんもあなたとこの自治会、集会所がないのやったらうちは協力しますよと、自治会さんとでも契約はさせていただきますよという形で今、とりあえず空けてもうてるような状態ですということをお話聞かせていただきました。

伴議員

今、3DKと議長の方から説明をお聞きしましたけども、3DKで 三室自治会の戸数、何軒かそこそこあると思うんですわ。その中で3 DKの、もし皆さんが来られるとすれば、とってもちょっと入りきれ ないような感じはするんですけど。

町 長

議長さんもおっしゃってますようにですね、私も町長室へお越しになって話を聞きますと、近くには西公民館がございますから、西公民館利用させてもらっているということであるわけですけども。ただ、地域の中で、足が悪いとかいろんな関係等について、そういうところも一つ大事ですよという話からですね、その地域に今、空家の所をお

借りしているということで、その点についてやっぱり今後そういうものをみてほしいんだということをおっしゃったと思っております。そやから集会所になるのか、そういう憩いの場になるのかですね、そこらいろいろと私もその方にお聞きしてですね、そういう制度っていうものはないのかとおっしゃられたから、私はそういうのはございませんと。できれば一つの小地域福祉もございますから、まあ小地域福祉という中で考えられてもいいんじゃないですか、という話もさせていただいたこともございます。

委員長

他ございませんか。伴委員。

伴委員

私とこの集会所なんかも今回便利が悪いと。非常に地的条件が悪いということで、投票所も三室の自治会の方が移されたような経緯もありますし、非常に総論としては私、そういう地域集会所の選択の幅を広げていただくっていうことは、非常にいいことやとは自分の意見として非常に思いますが、どちらかというと理事者の方で、今後研究していっていただきたいなというような思いが自分としてはあります。

議長

今、町長お話の中で、小地域福祉っていう考え方も持たれたらどうですかとおっしゃったというお話を今聞かせていただきました。そういうふうに考えたら、どのような制度があるんですか。補助金制度として。

町 長

それもございませんからですね、今、小地域も今50地域ほどございますから、こないだの理事会、評議員会にもそういう小地域の方々の中で、来年度からそういうものをさせていただいたらどうですかという話は提案をして、恐らく来年度からは小地域の関係等について、もしその地域を借られる場合は年間なんぼっていう、まあなんぼになんのか、それはわかりませんけども、今、担当がいろいろと研究をしていると思いますけれども。今そういう地域で、小地域の活動を助成

するために、そういうところがあれば、そういう関係から空き場所を 年間10万円になんのか15万円になんのか、それはわかりませんけ ども、今担当が整理をしながら来年度予算に社会福祉協議会として、 そういう制度もつくっていこうということは今考えております。

辻委員

まあ、この要望書については、色々ご意見もあろうと、私は一応町 の基本計画、色んな関係見ますと、やっぱりコミュニティというのは 一番大事やということでは聞いてます。そのためにやっぱり地域集会 所が一番必要ではないかと。今言いましたようにちょっと調べますと 分館が今現在26箇所、地域自治会で集会所お持ちの、分館が26箇 所。分館、集会所とか財産調書見ましたら26箇所。実際自治会で持 っておられるのが55、56箇所、約半数の自治会が集会所をお持ち やということで。その集会所をお持ちの方についても、いろいろ条件 あると思います。例えば伴委員言われるように、大変集会所行くのに 不便をかけている集会所もありますし。それと借地、実際、地代払っ て集会所建てる自治会もありますし、色んな条件があろうと考えます。 今、紅葉ケ丘の集会所もあるし、西の山についても階段でお年寄りが 大変ということで、私も一般質問させてもらった時には、バリアフリ ーということで言うてますけども、やはりこういうとこもありますし、 また今、三室出てますように集会所にしても資金もないし、一つのマ ンション借りてという、補助ということ言われてますけども。これか らやっぱりこういうコミュニティづくりの場ということの中で、今後 やっぱり色んな各自治会100なんぼある自治会の中で、色んな自治 会の運営があると思いますんで、今後やっぱり地域の方が、これから 集まるのはそういう地域の集会所がかなり大事だと考えてますので、 そういうことも十分やっぱり精査しながら、今後、各自治会の集会所 といいますか、やっぱりコミュニティの場づくりというのをやっぱり 今後十分、すぐにはなかなか難しいとは思いますけれども、その辺も 十分に各自治会のその辺の色んなケースがあると思いますんで、その 辺のケースも精査しながら検討してもらいたいなというのが一つと、

まあ今町長言われましたように小地域福祉会、今現在で55箇所あると。これも寄るのには、これは多分小地域福祉会の中で集会所がないとこも半数近くあると思います。その辺のご意見も、これから小地域福祉会も、これから地域福祉大事やと思いますし、その辺も含めながら町全体でやっぱりこれから検討をお願いをしたいということで、即これを採択するのはちょっとこう色んなケース出てきますんで、もしこれしたら我々かて地代についても考えてくれんのか、いうようなことも出てきますし、その辺も十分に検討しながら慎重に調査、検討お願いしたいなということで終わらせていただきます。

委員長

他にございませんか。嶋田委員。

嶋田委員

これね、全国的にみてですね、この要望書はね、あくまでもサロンやとかそんなんやなしに、集会所としての賃貸の補助ということになってますんでね。先ほど3LDKですか、そういうふうな一般家屋を対象としては僕は考えておりませんのでね、全国的に見てですね、集会所の賃貸料の補助してる行政というのはあるんですかね。

総務部長

集会所としての借上料の補助をやっておる自治体は数箇所はございます。その詳しい内容については、補助してる内容、要項等は取り寄せておりませんんので、数箇所あるということだけ、今うち把握しているのは千葉県の市川とか、新潟市とかあります。大都市圏でこういう感じであります。先ほど申し上げましたように、どの程度のものをやっておるかというのは把握いたしておりません。まあ少ないということです。

嶋田委員

分かりました。やってるところがあるということですね。賃貸の形態いうのがね、ケースバイケースで色んなケースあると思うんです。 1年間借り上げる、それも賃貸やし、その時、その時に借り上げる、 それも賃貸、また1年間借り上げた集会所に他の自治会がまた貸して

くれと、考えようによってはまた貸し、それが契約上どうなってんの かとか、そこら辺が色んなケース考えられますんでね、一概に賃貸に 対しての補助というのはストレートには考えにくいとは思うんです。 ただし、先ほど辻委員も言われましたようにね、集会所、コミュニテ ィの場としては絶対に必要であると、また文部科学省からも地域力、 そういうことを言われてますけれども、そういう地域力はただ単に学 校に云々やなしに、その集会所に子どもが集まって親しく遊べる、楽 しめる、そういう場でもあろうかとは思いますんでね、賃貸、または 自治会所有の形態に係わらずですね、集会所は必要やという考えから いくと、今、考え直す時期にきてるんではないかなと私自身はそう思 います。先ほどから色々委員さんおっしゃってますけれども、だいた いは、その、どう言うんですかね。前向きな方向でもって考えていっ てもらってはどうかなという気はしていますねんけれども、そこらへ んまああと発言のない委員さんのご意見も聞いていただきましてね、 できることなら採択、不採択そんなん関係なしに取りまとめとして委 員長の方で計らっていただいたらどうかなとは思うんですけれども。

委員長

他、ございませんか。 小林委員。

小林委員

私もこの件に関しましては前向きに研究していきたいなというふうに思っているんですけれども。今回、三室山の方々の自治会の方で、ある物件を探してこられてっていうか、予定されてお話もってこられているんですけども。そのお部屋のですね、やはり集会所として利用されるとなると両隣やら上の部屋の方やら、マンションですので色んな方にご迷惑がかかるかもしれませんけども、そういう方々も今回は、ここにもしもこれ採択されたら、ここに来るんやということを納得されて署名された中に入っておられるのかなというふうにちょっと今思ったんですけども。それはわかりませんよね。そういうふうに賃貸になると色んな課題も出てくると思いますので、そういう一つ一つの課題を研究していって、前向きに答えを出したいなというふうに考えて

おります。

委員長

紀委員。

紀委員

一応今皆さんの各委員さんのご意見も聞かせていただきまして、自 治会館というか、集会する場所というのは必ず各自治会近隣の場所に 必要やと思うんですけれども。今回これ言っておられるのがマンショ ンを借りるということで、町全体として考えるんであれば、慎重にも う少し審議させていただきまして、集会所の整備をしていく上で、賃 貸でいけるか規模の問題もありますし、今財政の問題で補助金をどこ まで出せるかという問題もありますんで、これ採択する、採択せえへ んやなしに今後課題として検討していくべきではないかなと考えてお ります。

委員長

今、個々に意見を聞かさせていただきました。その中で三点ほど私の方から質問させていただきたいと思いますけども。一点目ですけども、この自治会の中で、今のような形で民家等を利用して集会所として借っておられるところがあるのかどうか。またそれは有償で借られているのか無償で借られているのか。わかる範囲で結構ですんで教えていただけますか。

池田総務部長。

総務部長

今、町で把握いたしておるのは1自治会ございます。自治会名申し上げましたら笠町自治会で借りておられます。これにつきましては空家を無償で借りておられます。

委員長

この場合、無償で借られているということで、固定資産税等その辺 の税金の扱いはどのようになっておりますか。

総務部長

集会所施設ということで、皆さん、公共性が高いということで、固

定資産税、並びに都市計画税、市街化区域ですので、につきましては 全額減免の措置を、その部分について減免の措置をさせていただいて おります。

委員長

税金は免除しているということですね。そしたら仮に町がその自治会の方が集会所として借られる場合、補助金を出して借りていかれる。そのような場合は今後、どう言いますかね、その建物や土地の所有者の方に対しての固定資産税、また借り賃ということで支払いされますよってに、その所有者の方に対しての所得税とかの関係はどういうふうになりますか。 池田総務部長。

総務部長

今度、有償で借りられますと、その土地の所有者はそれは賃貸として貸されます。いわゆる言葉かえて言えば、お金儲けとして貸されますんで、その段階におきましては、固定資産税の減免自体はなくなります。利益のために貸されますので。次に、その貸し賃をもらわれますんで、当然、不動産所得が発生しますんで、所得税の申告が必要となってまいります。

委員長

そうしたら、まとめに入りたいと思いますけれども。今、各委員さんの意見を聞かせていただいた中では、できる限り採択はするということではなしに、前向きな形で検討していってほしいということでございます。私もそういう方向でいいのかなと思う面もありますけども、これを進めていく中で、今、私が先ほど質問させてもうたような件も色々、色んなケースが出てくると思いますんで、これからこの件についてはまだこの状態で検討していくということで、まとめさせていただいたらどうかなと思います。理事者の方には、その点で色々資料の提供等お願いすることがあるかと思いますけれども、その辺をお願いいたしましてこういうまとめをさせていただいたらどうかなと思いますけど、どうでしょう。 嶋田委員。

嶋田委員

それは継続審査ということ。

委員長

継続いうことではなしに、今後そういう形の検討をしていきたいということで。

暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長

それでは再開いたします。

陳情第1号につきましては、皆様方のご意見等まとめまして、議会といたしましてもやっぱりその辺で勉強もしていきたい、理事者側もその点について勉強、また調査等していっていただきたいと思います。まとめとしては採択、不採択いうことではなしに、お互いその辺の勉強して今後どういうふうな形で進めていくかということを決めていきたいというふうに思いますんでよろしくお願いします。

以上で付託議案についての審査を終わらせていただきます。

ここで、中宮寺遺跡発掘調査現場の現地調査を行うことといたします。暫時休憩をいたします。

(午前 9時53分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長

再開いたします。

委員の皆さんには大変お疲れ様でございました。

皆さんには、中宮寺遺跡発掘調査の現地を見られまして、色々とお尋ねになりたいこともあるかとは思いますが、これについてのご質問は、継続審査について理事者から説明を受けた後に、お聞きしていくことといたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2. 継続審査案件について、(1) 斑鳩町における歴史

的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関 することについて、ご報告申し上げます。

先ほどの史跡中宮寺跡の現地視察では、皆様寒い中、また足元の悪い中ご苦労さまでございました。

史跡中宮寺跡の金堂基壇の発掘調査状況につきましては、現地でご 説明いたしましたとおりでございます。今後は、これらの金堂の調査 が一段落いたしました段階で、報道通知をいたしまして現地説明会を 開催してまいりたいと考えております。

次に、(仮称)斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。 先ほど、議案としてご審議いただきました整備工事につきましては、 12月17日の議決を得ました後に、本契約を締結しまして、着工してまいりたいと考えております。なお、起工式につきましては、来年 1月25日の日曜日に開催を予定しておりますので、後日皆さまにご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

(仮称)文化財活用センターの利用要綱なんかはまだ作成はしてお られないんですか。

生涯学習

課長

習 活用センターの今後の予定でございますが、当然条例をしていかなければならないという中で、来年、21年の9月あるいは12月に上程をさせていただきたいと思っております。

嶋田委員

条例については、はい、わかりました。展示棟の利用要綱など決ま り次第、当委員会で報告していただきたいと思います。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったという ことで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 平成20年度斑鳩町一般 会計補正予算(第5号) について、理事者の報告を求めます。

西巻企画財政課長。

企画財政 課長 5

それでは、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

本予算補正は、前回の委員会で、ご説明させていただきました内容 と同様ではございますが、本町議会定例会に提出しております平成2 0年度斑鳩町一般会計補正予算書(第5号)によりまして、再度、簡 単にご説明をさせていただきます。

それでは恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

第1款町税、第1項町民税では、世界的な金融危機による経済状況の悪化により、各法人の業績が悪化することが見込まれるため、第2目法人で、1,000万円の減額補正を行うものでございます。

また、第4項たばこ税では、10月末の実績を見るなかで、第1目 たばこ税で、3,500万円の減額補正を行うものでございます。 次に、第4款配当割交付金、第1項配当割交付金では、世界的な金融危機による株価等の暴落により大きく減収するとの見込みから、第1目配当割交付金で、1,500万円の減額補正を行うものでございます。10ページをお開きいただけますでしょうか。

第7款ゴルフ場利用税交付金、第1項ゴルフ場利用税交付金では、 現在の経済状況から利用者が減少する傾向にあるとの見込みから、第 1目ゴルフ場利用税交付金で、300万円の減額補正を行うものでご ざいます。

次に、第9款地方特例交付金、第3項地方税等減収補てん臨時交付金では、地方税等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日以後に公布されたことにより生じた減収分を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金が創設されました。

これによりまして、第1目地方税等減収補てん臨時交付金の第1節 自動車取得税減収補てん臨時交付金で107万6千円、第2節地方道 路譲与税減収補てん臨時交付金で29万5千円、あわせまして137 万1千円の追加補正を行うものでございます。

11ページにお移りいただきまして、第10款地方交付税、第1項 地方交付税では、地方税等減収補てん臨時交付金の創設により、普通 交付税の再算定が行われましたことから、第1目地方交付税で、38 8万円の増額補正を行うものでございます。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、第4目教育費国庫補助金で、私立幼稚園就園奨励事業において、認定を行った結果、当初見込を超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金47万8千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第5目総務費国庫補助金では、本年8月29日決定の、安心 実現のための緊急総合対策を受けて、国において地域活性化・緊急安 心実現総合対策交付金が創設されました。

これにより、地域活性化・緊急安心実現総合対策に要する交付金が 交付されますことから、その交付予定額514万7千円の追加補正を 行うものでございます。

なお、本交付金につきましては、9月町議会定例会で予算補正をお願いいたしました、小・中学校の耐震診断調査、そして当初予算で計上させていただいております、防災情報メール導入事業の財源として活用してまいりたいと考えております。

13ページにお移りいただけますでしょうか。

第17款寄附金、第1項寄附金では、第1節福祉費寄附金で3名の 方からご寄附がありましたことから、4万円の増額補正、第3節教育 費寄附金では、4名の方からのご寄附4万2千円と、11月2日から 3日にかけて開催した史跡藤ノ木古墳の特別公開時の募金11万6千 円、あわせまして15万8千円の増額補正を行うものでございます。

以上が、歳入に関わります予算補正の内容でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

まず、職員にかかる人件費の補正関係につきましては、本年4月に 実施した人事異動等に伴う清算を行うための人件費補正を、それぞれ の費目において計上させていただいております。人件費にかかる補正 所要額は、全体で4,452万2千円の減額となっております。

また、原油高騰による影響につきましては、最近では落ち着いておりますが、重油の消費量が多い役場庁舎、公民館において燃料費の不足が生じるため、やむを得ず増額補正を行っておるところでございます。それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、15ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、職員の育児休業等にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回ること等から、この費目のうち、第3節職員手当等の臨時職員通勤手当で14万1千円の減額補正、第4節共済費の社会保険料等で11万7千円の増額補正、第7節賃金の臨時職員賃金で349万8千円の増額補正を行うものでございます。

また、第5目財産管理費の、第11節需用費では、原油高騰に伴い

役場庁舎の燃料費に不足が生じることから、燃料費22万8千円の増 額補正を行うものでございます。

19ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費のうち、第25節積立金で、歳入のところで申し上げました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望されました3万円の増額補正を行うものでございます。

20ページをお開きいただけますでしょうか。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、先ほど申し上げま した福祉費寄附金のうち、1万円につきまして、児童福祉の充実を希 望されましたことから、財源振替を行うものでございます。

恐れ入りますが29ページにお移りいただけますでしょうか。

第8款消防費、第1項消防費では、第3目消防施設費の、第19節 負担金補助及び交付金で、消防施設整備事業等補助金につきまして、 当初見込を上回るご要望がございましたことから、消防施設整備事業 等補助金35万8千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第5目災害対策費では、歳入のところで申し上げましたとおり、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を、防災情報メール導入事業の財源として活用することから、16万7千円の財源補正をお願いしているところでございます。

30ページをお開きいただけますでしょうか。

第9款教育費、第1項教育総務費では、第3目私立学校振興費の、 第19節負担金補助及び交付金で、歳入のところで申し上げましたと おり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回りまし たことから、私立幼稚園就園奨励費補助金143万3千円の増額補正 を行うものでございます。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費では、地域活性化・緊急 安心実現総合対策交付金を、小学校の耐震診断調査の財源として活用 することから、225万円の財源振替を行うものでございます。

31ページにお移りいただきまして、第3項中学校費、第1目学校

管理費におきましても、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を、中学校の耐震診断調査の財源として活用することから、273万円の 財源振替を行うものでございます。

32ページをお開きいただけますでしょうか。

第4項幼稚園費では、第1目幼稚園費の、第7節賃金で、用務員の 退職に伴いまして、臨時職員を配置いたしましたことから、58万5 千円の追加補正を行うものでございます。

31ページにお移りいただきまして、第5項社会教育費では、第2 目公民館費の、第11節需用費で、原油の高騰により燃料費に不足が 生じますことから、燃料費101万3千円の増額補正を行うものでご ざいます。

次に、第4目文化財保存費の、第25節積立金では、歳入のところで申し上げました教育費寄附金を、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金へ積立てさせていただきますことから、15万8千円の増額補正をお願いしております。

35ページをお開きいただけますでしょうか。

最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源2,430万9千円を充当させていただく補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第53号、平成20年度斑鳩町 一般会計補正予算(第5号)についてのうち、総務常任委員会が所管 されます予算補正の内容につきましてのご説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 ございませんか。

(なし)

委員長これをもって、質疑を終結いたします。

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、当委員会として報告を受けたということで終わります。

次に、(2) 斑鳩町公益通報に関する要綱について、理事者の報告 を求めます。 佐藤総務課長。

総務課長

それでは、(2) 斑鳩町公益通報に関する要綱についての説明をさせていただきます。

お手元には、要綱案、各様式、要旨をつけております。まず要旨に よりまして概要について説明させていただきたいと思います。

それでは要旨をお開きください。

近年、企業や行政機関において、国民生活の安全・安心を著しく損なう不祥事が多発し、その多くが、内部関係者からの通報により明らかとなりました。この公益通報を行った労働者を解雇等の不利益な取扱いから保護するということで、公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行され、こうした中で、国の行政機関の通報処理ガイドラインが公表されました。

斑鳩町におきましても、このガイドライン等を参考にいたしまして、 公益通報に適切に対処できるよう、町が自主的に取り組むべき基本事項を定めたものが、これから説明させていただきます要綱でございます。それでは、要綱の各条項の内容につきまして説明させていただきます。

まず目的といたしまして、第1条、これにつきましてはこの要綱の 指針を定めておりまして、公益通報者保護法に基づき、公益通報を適 切に処理し、公益通報者の保護を図り、透明で公正な町政運営を確保 することを目的として定めております。

次に、第2条の定義でございます。用語の意味を定めております。 まず第1号、職員等とはいうことで、まずアでは、非常勤の特別職 を除いた一切の職員で、企業職員及び臨時職員も含みます。

次にイですが、職員だけでなく、町からの事務事業の委託を受けた 者の従業員や、公の施設の管理に従事している従業員も入れておりま す。次に、第2号、労働者等とはで、事業又は事業所に雇われ、賃金 を貰っている者で、職員等を除いた者と規定しております。

次に、第3号でございます。公益通報とはということで、公益通報 者保護法の第2条第1項で規定しております、公益通報である旨を規 定しております。次に、第4号通報対象事実とはということで、公益 通報者保護法第2条第3号に規定します、国民の生命・身体・財産等 の保護に関わる法令違反行為及び斑鳩町の条例規則等違反行為が通報 の対象となる旨を規定しております。

続きまして、第3条の方で、公益通報相談窓口及び相談員としてということで、職員等からの公益通報を受けるため、総務課に公益通報窓口を、そして客観的な運営を保障するために、弁護士資格又は本町の事務事業について、識見を有する内部通報相談員を置くと規定しております。

続きまして、第4条です。職員等からの公益通報ということで、内部通報について、職員等は、通報対象事実が生じ、又は生じようとしているときは、町長又は内部通報相談員に対して公益通報することができる旨規定しております。次に、第2項でございます。通報の方法といたしまして、原則として公益通報書により行う。ただし、内部通報相談員に対して行う場合は、封書又はFAXに限るとしております。

次に、第5条でございます。労働者等からの公益通報、外部通報についてでございますけれども、労働者等は、町が処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実が生じた場合等は、町長に対して公益通報ができる。第2項といたしまして、通報の方法を。第3項では、受付は、当該通報対象事実の事務を所管する課である旨を規定しております。次に、第4項では、受け付けた課等の長は、通報窓口、総務課の方ですけれども、そこへ報告するよう規定しております。

続きまして、第6条でございます。通報者の責務を規定しておりまして、第1項で、公益通報者は、通報するときは確実な資料に基づき誠実に行う。次に、第2項といたしまして、他人に損害を加える目的、その他の不正な目的で通報をしてはならない。第3項として、通報者

は原則として実名により行う。例外として、客観的・具体的な根拠を 示している場合は、匿名でも可能と規定しております。

次に、第7条でございます。公益通報の受付で、第1項といたしまして、通報者の秘密を保持し、その旨を通報者に説明する。次に、第2項といたしまして、公益通報を受けたとき又は外部通報の報告を当該課から受けた時は、受理・不受理の意見を付け町長に報告する。第3項といたしまして、町長又は相談員は、公益通報の受理・不受理の通知を通報者に通知する。ただし、通知を希望しない場合又は匿名による場合は、不要と規定しております。

次に、第8条でございます。公益通報を処理するための公益通報委員会について定めております。第2項といたしまして、委員会の構成は、副町長・教育長・全部長と総務課長となっております。第3項といたしまして、委員長は副町長。第4項といたしまして、あらかじめ指定した委員が、委員長の職務を代理する旨を定めております。

続きまして、第9条でございます。委員会の所掌事務についてを定めております。まず第1号といたしまして、通報対象事実の調査。第2号として、通報対象事実に係る是正措置及び再発防止策。第3号といたしまして、公益通報の保護。第4号といたしまして、その他公益通報者保護制度の実施に関し必要な事項としております。

次に、第10条といたしまして、公益通報委員会の会議について定めておりまして、委員長である副町長が議長となり、委員長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる旨を規定しております。

次に第11条といたしまして、公益通報委員会における調査等について規定しております。まず、第1項といたしまして、町長又は相談員は、公益通報を受理したときは、速やかに事実確認のための調査を委員会に指示する。第2項として、委員会は、町長又は相談員から指示があった場合は、速やかに調査を開始しなければならない。第3項は、第7条第1項と同様に、守秘義務について定めています。次に、第4項でございます。調査の結果、通報対象事実があれば、是正措置

及び再発防止対策等の意見を町長に報告する。また、通報対象事実がないと認めるときは町長に、相談員からの案件については相談員に報告しなければならない。ただし、通報事実がある相談員からの案件につきましては、町長及び相談員に報告する旨定めております。

次に、第12条でございます。公益通報に対する是正措置等について規定しております。町長は、委員会から通報対象事実があると認められる案件の報告を受けたときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を講じなければならない。また、相談員に通報があった案件については、町長は相談員の指導及び助言を踏まえて行わなければならない旨を規定しております。

第13条では、公益通報に対する調査結果等の通知について規定しております。

次に、第14条でございます。秘密の保持等について規定しております。公務員は、法令遵守や職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされていますけども、改めて、公益通報の処理業務に携わる者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならないと規定しております。

第15条でございます。公益通報の記録といたしまして、公益通報の処理が終了したときは、通報窓口又は相談員は、公益通報措置票を 作成し保存すると規定しております。

次に第16条で、公表といたしまして、町長は、公益通報の件数及 び主な内容について、毎年度公表する旨規定しております。

以上、簡単ではございますけども、斑鳩町公益通報に関する要綱の 説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げ ます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けいたします。 伴委員。

伴委員

1枚目の第3条の部分で、相談員さんですね、弁護士の資格を持っ

ておられる方、または高度な知識及び経験を有する方という形、これ の選任のされ方、仕方というようなことはどういう形になっておるわ けでしょうか。

総務課長

今現在、具体的なお話させていただきますと、政治倫理審査委員会 の清水先生がおられまして、できましたら先生に事前にお話をさせて いただいて、ご了解をいただければ相談員になっていただきたいなと 考えております。

伴委員

ということは、大体何名ぐらいの外部の相談員さんですか、いうのは考えておられるのか、もし思っておられる状態でこれぐらいの人数の方というのがあれば教えていただきたいんですが。

総務課長

1名でございます。

委員長

他、ございませんか。 辻委員。

辻委員

この要綱、職員とか色んな企業にこんなんしてますよということで 通知せんなんと思います、その辺はどうですか。関係者、関係者いう のは一応周知せないかんと思いますので、その辺の周知方。

総務部長

職員につきましては、当然この委員会でご説明申し上げてご了承いただきましたら、各職員に文書で通知をいたします。各企業等につきましてですけども、広報に載せまして、斑鳩町の方でもこういう公益通報制度がございますということで、周知をいたしたいと思います。それについて委託業者、また請負業者の方がそれを見られて、もしなんかあれば、この制度をご利用されるということになってこようかと考えております。

委員長 他、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

斑鳩町公益通報に関する要綱については、当委員会として報告を受けたということで終わります。

次に、(3) いかるが溜池土地改良区総代選挙について、理事者の報告を求めます。 佐藤選挙管理委員会書記。

選管書記

それでは、いかるが溜池土地改良区総代選挙について説明をさせて いただきます。

平成21年2月4日に任期がまいります、いかるが溜池土地改良区総代選挙についてでございますけれども、去る12月2日に開催いたしました、斑鳩町選挙管理委員会におきまして決定いたしました日程について、ご説明させていただきます。

まず選挙の期日、投票日ですが、平成21年1月22日(木)となっております。

次に告示日の方ですが、平成21年1月15日(木)でございます。 選挙すべき総代の人数につきましては、6選挙区・40名となっております。立候補の届出につきましては、平成21年告示日の1月15日木曜日と16日の金曜日の2日間となっておりまして、受付場所は、 班鳩町選挙管理委員会事務局、総務課内となっております。

以上で、いかるが溜池土地改良区総代選挙についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、(4)幼稚園教諭採用試験の実施について、理事者の報告を 求めます。 野﨑教育委員会総務課長。

教委総務 課長

それでは、幼稚園教諭採用試験の実施につきましてご報告を申し上 げたいと思います。

幼稚園教諭につきましては、平成6年度から正規職員を採用せずに、幼・保一元化などの機構改革等も踏まえながら、現在のところ退職者の補充は臨時職員等で対応しているところでございますけれども、今後、幼稚園教諭の職員数並びに、年齢構成などを考慮しながら幼稚園教諭の採用試験を実施してまいりたいというふうに考えております。12月15日発行のお知らせ版12月号におきまして募集を行いまして、募集期間につきましては、12月15日から平成21年1月9日までということでございます。ただし土、日及び12月27日から翌年1月4日を除きますということでいたしております。平成21年1月25日に、日曜日でございますけれども、一次試験を予定いたしておりまして、採用人数につきましては、若干名ということでございます。

以上、幼稚園教諭の採用試験実施につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 伴委員。

伴委員

すいません。この幼稚園の先生なんかでしたら、年齢制限とかそういうのはどんな感じになっておるもんなんでしょうか。

教委総務 課長

これにつきましては、一般事務職の採用試験と同じように、年齢に つきましては、35歳までということでございます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、(5)学校支援地域本部事業について、理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 課長

それでは、(5)学校支援地域本部事業についてのご報告、ご説明 をさせていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。

学校支援地域本部事業は、平成20年度より開始された国の事業でありまして、その要旨、目的につきましては、近年の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など、青少年をめぐる様々な問題が発生している背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透などによる、いわゆる、地域の教育力の低下が指摘されております。また、教員も学習以外にかかる業務が多くなり、教育に専念できにくい状況となっております。そこで今回、学校への支援ボランティアを育成し、学校を含め、地域の教育力の向上を目指す取り組みでございます。

この事業は、国より県が委託を受け、さらに奈良県と斑鳩町学校支援実行委員会が再委託契約をして行う事業でございます。現在、奈良県内では29市町村が申請及び実施をしております。

実施に伴う費用につきましては、全額、国の補助でありまして、斑 鳩町の本年度の総予算は200万円でございます。

資料2の学校支援地域本部事業系統図でございますが、学校支援事業の組織としては、①の地域教育協議会がございまして、各学校において、学校支援地域本部に対する要望を挙げていただく機関で、メンバーは各学校の実情に合わせたものとして、学校、PTA役員、保護者等で構成されております。そして、その上に②の斑鳩町学校支援地域本部があり、学校の代表者の集まりで、要望の取りまとめや実際の支援に関して活動する機関で、メンバーは各教頭と生涯学習課の事務

局でございます。そしてその上に、③に斑鳩町学校支援実行委員会があり、県との委託業務や事業計画の審議・評価、予算の配分を行う機関で、メンバーは社会教育委員会の代表、そして小中学校のPTAの代表、小中学校長の代表、そして、識見者で構成されており、3段階の構成となっております。

実際の流れといたしましては、①の各学校地域協議会からの事業要望を、②の学校支援地域本部で人的・資金的な調整を行い、そして③の学校支援実行委員会で学校支援事業の企画、実施、地域コーディネーター・学校支援ボランティアの養成、事業評価、地域学校への普及啓発をおこないます。そこで、斑鳩町の今年度の実施事業につきましては、この10月21日に実行委員会を立ち上げ、各学校からの要望の結果をふまえて、学校図書室の整備と、登下校の見回り強化の2事業に取り組んでいきます。

まず、学校図書室の整備につきましては、現在は学校図書室の蔵書、各学校全部でございますが、約8,000から13,000冊を図書カードで管理しております。これを電算化し、貸し出しや返却の管理、検索、点検作業等の効率化を図りたいと考えています。そして、図書ボランティアの方をコーディネーターとして、学校とボランティアとPTA等で協力しながら、蔵書の整理、バーコードラベルの貼り付け、データー入力等の作業を行ってまいります。

次に、もう一つの事業として、学校の登下校の見守り強化につきましては、現在スクールガードリーダーをしていただいている方をコーディネーターとして、各学校の登下校におきまして、学校安全ボランティアをはじめ、様々な団体や自治会等が、子どもたちの安全確保のための見守りをしていただいておりますので、その活動をより効果のある活動にするための必要物品の提供及び指導を行い、また見守りのボランティアの活動範囲を地図に落としていって、見守りの手薄な地域、いわゆる弱点地域の把握を行い、子どもたちの登下校の見守り強化に取り組んでまいります。

以上、簡単な説明でございますが、学校支援地域本部事業について

の報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、(6)都市計画道路法隆寺線の整備工事に伴う中央公民館の 敷地の変更(予定)について、理事者の報告を求めます。

清水生涯学習課長。

生涯学習 課長

それでは6番目の、都市計画道路法隆寺線の整備工事に伴う中央公 民館の敷地の変更(予定)について報告させていただきます。

これまで都市整備課で進めておりました都市計画道路法隆寺線整備 事業のうち、中央公民館敷地にかかる区間について工事に着手される こととなりましたので、報告を申し上げたいと思います。

それでは、資料-3の、地方道路交付金事業法隆寺線整備工事位置 図をご覧いただきたいと思います。

まず資料中の外枠茶色で囲っております部分が、今回工事を実施する範囲でございまして、工事延長は約140mでございます。図中の黄色で示しております部分が、将来歩道となる範囲で、その内側の茶色で塗りつぶしております部分が、車道となる範囲でございます。

南側の町道489号線から北は、中央公民館の今現在、駐輪場南側までの間において、このような道路の形態をつくることとなっており、道路の幅員は3mの車道2車線と、両側に有効で3mの歩道と一部植栽帯を設置する計画でございます。

現在、中央公民館東側通路として利用しております敷地の一部、図中で黒の太枠で囲っている部分でございますが、この部分が、都市計画道路の計画と重複しているところでございます。このことから、今回の工事は中央公民館の敷地の一部を使用して行われるものでありま

す。

なお、工事期間中での、公民館利用者の方々の安全面については、 担当課と重々協議をいたしまして、安全には万全をつくしてまいりま す。

また、工事につきましては、今月中に発注される予定で、現在入札 の準備が進められているところであり、年度内に工事を完了する予定 であります。

しかしながら、北側につきましては、メガネ屋のところでございますが、用地が未買収のため、国道25号線の計画交差点まで完成ができないことから、町道として、まだ供用を開始できないということで、工事終了後も当面は公民館の敷地の一部を通路として使用することとなります。

今後、町道として供用を開始する時点で、中央公民館の敷地が変更、減少になりますことから、今回当委員会へ報告させていただくものでございます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 辻委員。

辻委員

この、黒でしてあるとこが、公民館の今現在敷地やということで説明いただいて、これも今工事をされるということでよろしいんかな。 この部分も。

生涯学習 課長

今、説明させていただいたとおり道路、そして歩道すべて工事、1 2月から3月という形で行われます。

辻委員

この中で公民館と今の現在の通路のぎりぎりところと開いていると ころあります。これはどないなんのかな。ここ通れるのかな。この三 角の、公民館との通路との間、ぎりぎりのとこと開いてあるところあ りますやろ。 都市整備 課長 今、委員ご質問いただいておりますこの太枠と中央公民館の敷地の開いてる部分ということでございます。おおむね2m程度あるわけですけれども、この部分につきましては、中央公民館の敷地としてそのまま残って、今後残っていくということでございまして、必要な取り合い、今現在、法面になってる部分であるとかですね、そういった部分については、必要な影響範囲の復旧等は行っていく予定にしておりますが、ここはあくまで道路ではなく、若干、この法隆寺線と中央公民館、これ高低差がやっぱりできてきますので、その部分の、通路じゃない取り合い部分ということでございます。

辻委員

工事中は工事ちゃんとされます、完成したらここは通れます、町道は認定してないけど通るということになりますとね、ちょっと心配するのは通り抜けえろうすんのかな、公民館のこの玄関通って通り抜けえろすんのかなっていう気もしますねけどね、その辺はどうなってますのかな。

都市整備課長

今、委員おっしゃっていただきました通り抜けでございます。現在も東側の通路を使って国道の方へ抜けられておられる方もおいでになろうかと思いますが、今後この道路形態ができますと、やはりそういった交通が増えていくことになる可能性はございます。そのことに対しまして、ここは国道に接続できるまでの間につきましては、公民館の敷地であるといったことを十分啓発できるような注意喚起を促すような看板、あるいは表示、標識ですね、そういったもので注意を促していきたいなというふうに、担当課と協議をさせていただいている状況でございます。

计委員

しつこいですが。これ下の方から、パークウェイの方から出てきて ね、ずっとこう出来るから、おそらく通り抜けする人がかなり出てく るのかなというふうに感じますのと、十分その辺の対応をお願いして いきたいのと、それとこの、例えば中央公民館の、我々、中央公民館 使わせてもうたら、資材入れんの横の通路から入れる中でね、これやったら車入らへんのかなっていうような気もしますのでね、まあその 辺も今後、その辺の需要も十分しながらまたこの辺、この辺もったいないなって気もしますんで、その辺も十分すり合いながら、またよろしくお願いしたいと思います。工事中のやっぱりガードマンは必要ですけども、完成後も交通安全には十分注意していただきたいということで、これも要望でさしてもうときます。

委員長

他、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。 他に、理事者の方から報告はございませんか。 西巻企画財政課長。

企画財政

企画財政課からのご報告が1件ございます。

課長

先の委員会でご説明させていただきました、記者控室の設置についてでありますが、11月総務常任委員会でいただきましたご意見を踏まえまして、再度利用方法を検討いたしました。その設置にあたりましては常設で設置することなく、議会開催日や記者発表日などの時のみに設置させていただきまして、普段は庁内の他の会議室と同様に、会議や住民相談室などに利用する形で活用してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

今の報告につきまして、何か質疑、ご意見等ございませんか。 辻委員。

辻委員

記者・・ファックスとかなんか機材は置かはんのか、その辺の向こ

うの記者の資材も入ってくるのかなっていうふうな気もしますけど、 その辺の管理はどないなって。

企画財政

課長

記者の控え室の設置にあたりましては常設ではございませんので、 機材等につきましては、そのまま置かない形でさせていただきたいか なと。あくまでも記者が執筆とか作業する場ということで活用させて いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員長

他に理事者の方からのご報告はございませんか。

(なし)

委員長

以上で、これら各課報告事項については、報告を受けたということ で終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、ご意見等があればお受け いたします。

辻委員

厚生常任委員会かちょっとわかれへんけど、前の保健センターの横に車、なんか電気自動車とか車もう古いやつそのまま放ったんの、これは厚生常任委員会というのか、庁舎管理というのかわからへんけども、またこれ年度末、大掃除もありますので、その辺の清掃、ちょっと入ったら見にくいような感じもありますので、その辺の対応だけよろしくお願いしたいと思います。

委員長

他、ございませんか。 伴委員。

伴委員

今年実施していただいた放課後子どもプランについてなんですが、 来年度に対しては結局、慎重に検討していくというようなご説明をい ただいたと思いますねんけど、やっぱり来年、まあ今年は参加しなか ったけども、来年はちょっと考えてみたいというような話もちょっと 住民さんから聞くんですが、その辺りどのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいです。

生涯学習 課長

今回3ヶ月間試行させていただきました放課後子どもプラン、実際、 先の一般質問でも15名参加という中で本当に少ない人数でございま した。ただ、来てる子どもは喜んでいたという中で、それを最終の実 行委員会にかけて、どういうふうに判断するかということになります が、もう一つちょっと考えられるのが、今、先ほど説明させていただ きました学校支援地域本部という事業がございます。その中でまず違 いというのは、放課後子ども教室が学校外活動に対する支援でありま す。放課後の居場所づくりのための事業でございます。一方、学校支 援地域本部事業は、ボランティアを活用した学校への支援事業でございます。厳密に言いますと両者は異なるものですが、ボランティアの 活用とそれに伴う地域の方々との交流という点においては、両者は似 かよった事業と考えられます。その中で来年度、学校からの要望いう んか、各学校からの要望、1月20日までに色んな要望を出していた だく中で、そういう事業をまたしてほしいというふうなんがあれば、 また実行委員会に上がって継続ということも考えられます。

以上でございます。

伴委員

今のお答えによりますと、皆さんの声があれば継続していくという ことも十分あり得るしという、まあ皆さんの声次第というような感じ で考えさせてもらっていいわけですね。

生涯学習

はい、そのような考えでございます。

課長

委員長

他、ございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、継続審査案件についてお諮りをいたします。お 手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員 会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定するこ とにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。この件につきましては、議長に継続審査の手 続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いをしておきます。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任 いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

(午前11時46分 閉会)